

あきる野市・日の出町新学校給食センター建設工事設計業務委託  
公募型プロポーザル方式実施要領

1 事業概要

(1) 目的

あきる野市及び日の出町は、学校給食センターの老朽化という共通の課題を解決するに当たり、国における地方創生の取組、将来の人口減少等を踏まえ、広域連携による整備及び運営に向けた取組を推進している。

あきる野市・日の出町新学校給食センター建設工事設計業務は、令和5年3月に策定した「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針（実施計画）」（以下「方針（実施計画）」という。）に基づき、児童・生徒に安全・安心なおいしい学校給食を安定的に提供するため、効率的かつ効果的な施設の整備を目的として実施するものである。

(2) 件名

あきる野市・日の出町新学校給食センター建設工事設計業務委託（債務負担行為）

(3) 業務内容

「あきる野市・日の出町新学校給食センター建設工事設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月17日（月）まで

2 提案限度額（予算）

提案限度額は、85,284,100円（消費税及び地方消費税相当額含む。）とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることから、仕様書に係る経費等の当該事業構築に係る全ての経費を含むものとする。

3 プロポーザル方式の目的

本プロポーザル方式は、受注候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受注候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザル方式に参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受注候補者として特定する。

ただし、参加する事業者がない場合又は参加する事業者の中に適格者がいないときは、受注候補者を特定しない場合がある。

4 実施形式（プロポーザル方式の選定方法及び理由）

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 理由

建設工事設計は、あらかじめその内容が目に見える形になっているものではないため、価格だけで選定することが適切であるとはいえない。

そのため、方針（実施計画）を踏まえ、学校給食の目標達成に向けた施設整備について専門的見地

から提案を受けるため、参加意欲のある事業者を幅広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、本事業実施に必要となる適性を有する事業者を選定するものである。

## 5 参加資格

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。ただし、参加申込み後に、いずれかの要件に該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和5年4月26日（水）から6月26日（月）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (6) 建築士法第26条の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。
- (7) 平成21年4月1日以降において、元請けとして、地方公共団体の発注する学校給食センター（1日当たり5,000食以上の学校給食を提供できるドライシステムを導入した施設の新築）の基本設計及び実施設計の受注（契約）実績があること。なお、地方公共団体発注のPFI事業におけるSPCにおいて、構成企業・協力等の企業として業務を行った設計業務実績も同種実績とみなす。

## 6 日程

本プロポーザル方式は、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示（案件公表）	令和5年4月26日（水）
参加申込書の提出期限	令和5年5月11日（木）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和5年5月17日（水）
一次審査結果通知	令和5年5月17日（水）
質問の提出期限	令和5年5月24日（水）午後5時まで
質問に対する回答予定日	令和5年6月2日（金）
企画提案書等の提出期限	令和5年6月19日（月）午後5時まで
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和5年6月26日（月）
審査結果の通知（発送）	令和5年6月下旬（予定）
審査結果の公表	※ 受注候補者として特定した者との契約締結後

## 7 申込方法等

本プロポーザル方式への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年5月11日（木） 午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学校給食センター建設準備係  
（〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所2階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、必着とする。）
- (4) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式第1号）
  - イ 法人登記事項証明書（写し）
  - ウ 事業者概要書（様式第2号）
  - エ 同種事業又は類似事業の実績を示す書類（様式第3号及び契約書の写し等）
  - オ 担当者の経歴書等
    - （ア）技術者の概要（配置人員及び技術者数）（様式第4号）
    - （イ）管理技術者及び主任担当技術者の経歴等（様式第5号及び様式第6号）
- (5) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）

## 8 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果については、令和5年5月17日（水）に参加資格審査結果通知書（様式第7号）により、参加希望者に通知する。

## 9 辞退届

参加申込書（様式第1号）を提出後に参加を辞退する場合は、持参又は郵送のいずれかの方法で、参加辞退届（様式第8号）を速やかに提出すること。

## 10 一次審査

### (1) 審査方法及び内容

参加申込み時に提出された事業者概要及び担当者の経歴等について、「13 審査方法」の(1)審査項目及び点数配分による事業者概要及び担当チームの実力により審査する。

### (2) 審査結果

一次審査の結果（二次審査実施の有無）については、令和5年5月17日（水）までに参加承認を受けた参加事業者（以下「参加事業者」という。）に通知する。なお、二次審査を実施することとなった事業者は、「12 二次審査書類の作成及び提出」により、書類を提出すること。

## 11 質問票等の提出及び回答予定日

本プロポーザル方式に関する質問は、質問票（様式第9号）に記載の上、次のとおり提出すること。なお、質問に対する回答は、受付したものから、随時、市ホームページに掲載し、質問に対する回答の一覧については、令和5年6月2日（金）までに市ホームページに掲載する。

また、建設予定地の見学を希望する者は、現地見学申込書（様式第10号）を併せて提出すること。

なお、見学日等の詳細については、提出期限後に別途通知する。

- (1) 提出期限 令和5年5月24日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学校給食センター建設準備係
- (3) 提出方法 電子メール又はFAX

## 1.2 二次審査書類の作成及び提出

### (1) 提出書類

ア 二次審査書類提出書（様式第11号）

イ 企画提案書

方針（実施計画）、仕様書、特記事項等の内容を踏まえて以下の項目に従って作成すること。

表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式A4 1枚

(ア) 業務実施方針等について

- a 業務実施方針
- b 業務の取組体制及び工程計画
- c 特に重視する設計上の配慮
- d その他業務実施上の担当チームの強み、特徴等

任意様式A4 1枚

(イ) 企画提案課題について

- a 食物アレルギー対応専用調理室の整備、事故防止等に関する考え方について
- b ライフサイクルコストの縮減及び将来的な児童・生徒数減少への対応に関する考え方について
- c 地球環境及び周辺環境への配慮に関する考え方について
- d 厨房機器の選定、配置等に関する考え方について
- e 安全・安心な学校給食の安定的な提供に関する考え方について（上記a～dを除く。）

任意様式A3 3枚以内

ウ 参考見積書（価格提案書）及び参考見積書内訳書・・・・・・・・任意様式A4

参考見積書（価格提案書）の金額は、税抜価格で記載すること。参考見積書（価格提案書）の金額に消費税及び地方消費税を加えて得た額が「2 提案限度額」に示す額を超過した場合は、無効とする。

### (2) 提出書類作成に当たっての注意事項

ア 申込みは、1事業者につき、1件とする。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為があった場合は、失格とする。

ウ 原則として、提出書類の内容変更はできない。

エ 企画提案書には、事業者を特定することができる内容の記述（具体的な事業者名や実績の名称等）を記入しないこと。

オ 視覚的表現については、文章を補完するために必要な範囲においてのみ使用できるものとし、設計の内容が具体的に表現されたものにならないように注意し、具体的な図面、模型（模型写真を含む）、透視図等を使用しないこと。なお、文章を補完するための写真、イラスト及び部分的なイメージ図は使用できることとする。

カ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。

(3) 提出期限等

- ア 提出期限 令和5年6月19日(月)午後5時まで
- イ 提出場所 あきる野市教育部教育総務課学校給食センター建設準備係
- ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、必着とする。)
- エ 提出部数 20部(正本1部、副本19部)

1.3 審査方法

本プロポーザル方式のために組織された審査委員会において、参加事業者の提出書類を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受注候補者として特定する。

次の審査基準(審査項目及び点数配分)に基づき審査する。

(1) 審査項目及び点数配分

No.	評価項目		評価事項	点数配分
1	一次審査	事業者概要	同種施設の設計業務実績、有資格者の在籍数等により評価する。	5%
2		担当チームの実力	担当チームにおける技術者の保有資格、業務実績(立場・件数)、CPD取得単位等により評価する。	15%
3	二次審査	業務実施方針等	担当チームの取組意欲や本事業の理解度、本業務実施に際しての基本コンセプト、設計上特に配慮する事項、業務への取組体制等について、的確性、独創性、実現性等を考慮して、総合的に評価する。	30%
4		a 食物アレルギー対応専用調理室の整備、事故防止等に関する考え方について	法的要件(学校給食法等)を遵守した上での提案内容の的確性、独創性、実現性等を考慮して、総合的に評価する。	10%
5		b ライフサイクルコストの縮減及び将来的な児童・生徒数減少への対応に関する考え方について		10%
6		c 地球環境及び周辺環境への配慮に関する考え方について		5%
7		d 厨房機器の選定、配置等に関する考え方について		5%
8		e 安全・安心な学校給食の安定的な提供に関する考え方		5%

		について（上記 a ～ d を除く。）	
9		質疑応答	説明内容、説明態度、質疑に対する回答の的確性等を評価する。 10%
10		参考見積書（価格提案書）の妥当性	低価格・適正価格であり、予算内での実施が可能かを評価する。 5%
合 計			100%

(2) その他

ア 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は参考見積書（価格提案書）の低い方を上位とし、参考見積書（価格提案書）も同額の場合はくじにより決める。

イ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加事業者は、受注候補者として特定しない。

ウ 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

1.4 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 開催日 令和5年6月26日（月）

(2) 場 所 あきる野市役所庁舎内を予定

(3) 所要時間 1事業者につき、40分以内（審査前後の準備作業を含む。）

(4) 内 容

ア 企画提案書の説明（25分以内）及び質疑応答（10分程度）

イ 提出した企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施すること。また、パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は事前に申し出ること。なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは持参すること。

(5) 説明者

企画提案書の説明及び質疑応答は、本事業の担当予定者が行うこととし、会場に入室できる者は4人までとする。

(6) 集合時間

参加事業者ごとの集合時間等は、別途通知する。

1.5 審査結果の通知及び公表

参加事業者全員に対し、審査委員会において審査した結果を審査結果通知書（様式第12号）により通知する。

審査結果については、受注候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加事業者の点数（事業者名は非公開）を市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公開とする。

## 1.6 契約の締結

契約の締結に当たっては、受注候補者の特定後、速やかに随意契約の手続を行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容を基本とするが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

## 1.7 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル方式の参加に係る全ての費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は、行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受注候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受注候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。

## 1.8 本プロポーザル方式に係る問合せ先

あきる野市 教育部 教育総務課 学校給食センター建設準備係  
所在地：〒197-0814 あきる野市二宮350番地  
電話番号：042-518-7108  
FAX番号：042-558-1560  
メールアドレス：110101@akiruno-info.tokyo.jp